租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）（④食品企業者関係）
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	（法人税：義）（国税 23） （法人住民税、法人事業税：義（自動連動））（地方税 24）
		②	上記以外の税目	（所得税：外）（国税 23） （住民税：外（自動連動））（地方税）
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の 30%の特別償却又は７%の税額控除が選択適用（税額控除は資本金 3,000 万円以下の法人、個人事業主のみ）できるもの。
				《要望の内容》 適用期限を２年間延長し、令和５年３月 31 日までとする。
				《関係条項》 所得税 租税特別措置法第 10 条の３ 租税特別措置法施行令第５条の５ 租税特別措置法施行規則第５条の８ 法人税 租税特別措置法第 42 条の６、第 52 条の２、第 68 条の 11 租税特別措置法施行令第 27 条の６、第 30 条、第 39 条の 41 租税特別措置法施行規則第 20 条の３
5	担当部局			農林水産省食料産業局企画課
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和２年５月～９月 分析対象期間：平成 29 年度～令和４年度
7	創設年度及び改正経緯			平成10年度　「総合経済対策」（平成10年４月）に伴う措置として創設 平成11年度　１年間の延長及び対象設備等の拡充（普通貨物自動車：車両総重量８㌧以上→3.5㌧以上） 平成12年度　１年間の延長（平成13年５月末までの適用期間の延長） 平成13年度　10ヶ月の延長（平成14年３月末までの適用期間の延長） 平成14年度　２年間の延長（平成16年３月末までの適用期間の延長）、対象設備（機械・装置）の取得価額の引き下げ 平成16年度　２年間の延長（平成18年３月末までの適用期間の延長）、対象設備（器具・備品）の取得価額の引き上げ

			平成18年度　２年間の延長（平成20年3月末までの適用期間の延長）、一定のソフトウエアの追加、器具・備品の見直し（デジタル複合機の追加） 平成20年度　２年間の延長（平成22年３月末までの適用期間の延長） 平成22年度　２年間の延長（平成24年３月末までの適用期間の延長） 平成24年度　２年間の延長（平成26年３月末までの適用期間の延長）、器具・備品及び工具の見直し（試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加） 平成26年度　３年間の延長（平成29年３月末までの適用期間の延長）、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充 平成29年度　上乗せ措置部分を改組・新設の上、２年間の延長（平成31年３月末までの適用期間の延長） 令和元年度　２年間の延長（令和３年３月末までの適用期間の延長）
8	適用又は延長期間		令和３年４月１日～令和５年３月 31 日（２年間）
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 中小企業者等（食品企業者を含む。以下同じ。）は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業の設備投資を促進する。
			《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 26 条（自己資本の充実）では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。
		② 政策体系における政策目的の位置付け	≪大目標≫ 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 ≪中目標≫ １　食料の安定供給の確保 ≪政策分野≫ ①新たな価値の創出による需要の開拓
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業者等における設備投資動向を踏まえ、下記のⅰ、ⅱ、ⅲの指標を全て満たすことを目標とする。

ⅰ　設備投資対キャッシュフロー比率の向上
80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。

ⅱ　設備投資実施企業割合の向上
30%以上の水準を維持する。

ⅲ　生産・営業用設備DI
設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり（令和２年度中小企業庁アンケート調査より）、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。

10　有効性等

①　適用数

単位：件

	平成29年度（実績）	平成30年度（実績）	令和元年度（見込）	令和２年度（見込）	令和３年度（見込）	令和４年度（見込）
適用数	67,035	54,634	59,551	50,678	50,779	50,881

※　平成29年度及び平成30年度は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第201回国会報告等）による。
※　令和元年度以降は、平成30年度実績を基準に、中小企業景況調査（中小企業基盤整備機構）による中小企業の設備投資動向から推計した伸び率を乗じて推計。

②　適用額

単位：億円

	平成29年度（実績）	平成30年度（実績）	令和元年度（見込）	令和２年度（見込）	令和３年度（見込）	令和４年度（見込）
適用額	4,424	2,594	2,827	2,406	2,411	2,416

※　平成29年度及び平成30年度は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第201回国会報告等）による。
※　令和元年度以降は、平成30年度実績を基準に、中小企業景況調査（中小企業基盤整備機構）による中小企業の設備投資動向から推計した伸び率を乗じて推計。

③ 減収額

単位：億円

	平成29年度（実績）	平成30年度（実績）	令和元年度（見込）	令和２年度（見込）	令和３年度（見込）	令和４年度（見込）
法人税	883	573	625	532	533	534
法人住民税	114	74	81	37	37	37
法人事業税	63	37	40	34	34	34

（法人税）

※　平成 29 年度及び平成 30 年度は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（第 201 回国会報告等）による。

※　令和元年度以降は、平成 30 年度の適用数を基準に、中小企業景況調査（中小企業基盤整備機構）による中小企業の設備投資動向から推計した伸び率を乗じて推計。

（法人住民税、法人事業税）

※　法人税の減収額を基準に、所用の税率を乗じて算出。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

中小企業者等の業況は持ち直しつつあったが、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響により、足下の経済は大きく痛み、先行きの不透明さから、設備投資は減少に転じる見込み。

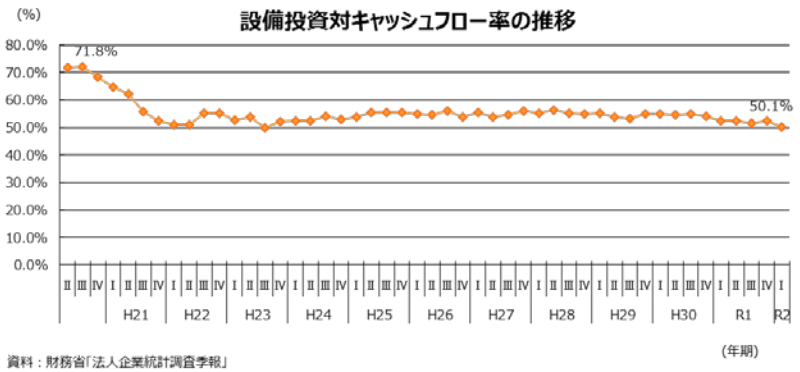

資料：財務省「法人企業統計調査季報」
(注) ここでいう中小企業とは、資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

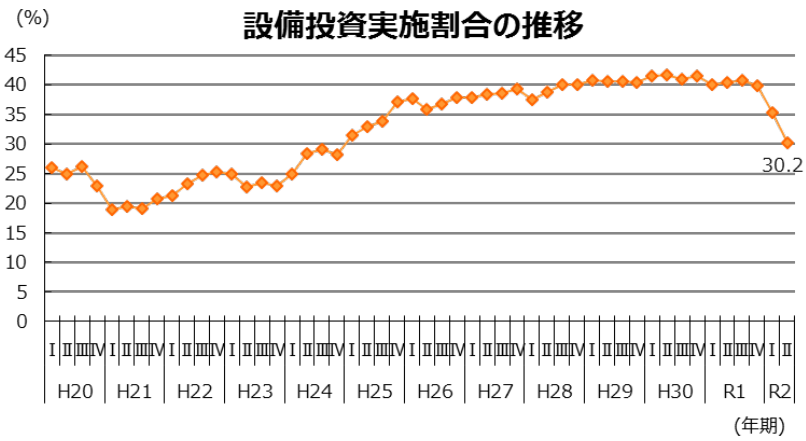

資料：日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>
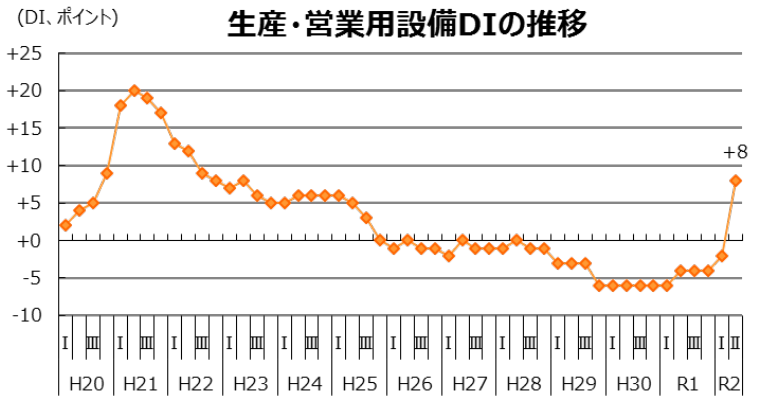

資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」
(注) 中小企業とは資本金2000万円以上1億円未満の企業をいう。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり（令和２年度中小企業庁アンケート調査より）、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。
</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>⑤</td><td>税収減を是認する理由等</td><td>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。
また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり（令和２年度中小企業庁アンケート調査より）、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。</td></tr>
<tr><td>11</td><td>相当性</td><td>①</td><td>租税特別措置等によるべき妥当性等</td><td>現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。
加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウエア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（リースも含む）に適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</td></tr>
</table>

			また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、「設備導入の決定に際し、本特例措置が影響した」と答えた企業は半数以上であり（令和２年度中小企業庁アンケート調査より）、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押ししている。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、商業・サービス業・農林水産業活性化税制と中小企業経営強化税制がある。 商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、消費税の引き上げも踏まえ、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化の取組を支援することを目的としており、認定経営革新等支援機関等による経営改善指導に基づき設備を取得した場合に利用できる税制措置（中小企業投資促進税制と同様、取得価額の 30%の特別償却又は７%の税額控除を選択適用（税額控除は資本金 3,000 万円以下の法人、個人事業主のみ））となっている。 また、中小企業経営強化税制については、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置（即時償却又は取得価格の 10%の税額控除（資本金 3,000 万円超 1 億円以下の法人は７%））を利用できる税制となっている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業者等の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		―
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年 8 月

別紙

中小企業投資促進税制（減収見込額・適用件数見込みの実績推計）

１．国税減収額見込額・適用件数見込み

（１）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」において、全産業で設備投資を実施した事業者の割合を平成 28 年から平成 30 年度までの割合の伸び率から 3 年分の対前年比の平均伸び率を算出。

平成 27 年度　16.5%
平成 28 年度　16.5%（前年比　0.0%）
平成 29 年度　17.2%（前年比　4.2%）
平成 30 年度　16.6%（前年比　-3.5%）３年平均　0.2%　・・・伸び率 1（100.2%）
令和元年度　18.1%（前年比　9.0%）　・・・伸び率 2（109.0%）
令和 2 年度　15.4%（前年比 -14.9%）　・・・伸び率 3（ 85.1%）

※令和 2 年度は上半期までの実績をもとに算出。

（２）新型コロナウイルス感染症の影響がみられる令和元年度、令和 2 年度については、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書の平成 30 年度中小企業経営強化税制の利用実績に（１）のそれぞれの年度の全産業で設備投資を実施した事業者の割合の伸び率（令和元年度：伸び率 2（109.0%）、令和 2 年度:伸び率 3(85.1%))を掛け、令和 3 年度以降については、伸び率 1(100.2%)を掛け、適用件数見込み及び国税減収見込額を推計。

平成 30 年度（実績）	54,634 件	573 億円	（うち特別償却：387 億円）
令和元年度	59,551 件	625 億円	(422 億円)
令和 2 年度	50,678 件	532 億円	(359 億円)
令和 3 年度	50,779 件	533 億円	(360 億円)
令和 4 年度	50,881 件	534 億円	(361 億円)

２．地方税減収見込額

（億円）

	平成 29	30	令和元	2	3	4
法人住民税	114	74	81	37	37	37
法人事業税（特別法人事業税を含む）	63	37	40	34	34	34

（１）法人住民税の減収額の試算方法

(R1 以前)国税減収見込額×0.129（法人住民税率）　＝　法人住民税（A）

(R2 以降)国税減収見込額×0.07（法人住民税率）　＝　法人住民税（A）

平成 29 年度（実績）	114 億円	（883 億円×0.129）
平成 30 年度（実績）	74 億円	（573 億円×0.129）
令和元年度	81 億円	（625 億円×0.129）
令和 2 年度	37 億円	（532 億円×0.07）
令和 3 年度	37 億円	（533 億円×0.07）
令和 4 年度	37 億円	（534 億円×0.07）

（２）法人事業税の減収額の試算方法

(R1 以前) 特別償却による国税減収見込額×0.067（法人事業税率）＝法人事業税の減収見込み（B）

(R2 以降) 特別償却による国税減収見込額×0.07（法人事業税率）＝法人事業税の減収見込み（B）

平成 29 年度（実績）	44 億円	（653 億円×0.067）
平成 30 年度（実績）	26 億円	（387 億円×0.067）
令和元年度	28 億円	（422 億円×0.067）
令和 2 年度	25 億円	（359 億円×0.07）
令和 3 年度	25 億円	（360 億円×0.07）
令和 4 年度	25 億円	（361 億円×0.07）

(R1 以前) 法人事業税の減収見込み額×0.432(地方法人特別税率)＝地方法人特別税の減収見込み(C)

(R2 以降) 法人事業税の減収見込み額×0.37(特別法人事業税率)＝特別法人事業税の減収見込み(C)

平成 29 年度（実績）	19 億円	（44 億円×0.432）
平成 30 年度（実績）	11 億円	（26 億円×0.432）
令和元年度	12 億円	（28 億円×0.432）
令和 2 年度	9 億円	（25 億円×0.37）
令和 3 年度	9 億円	（25 億円×0.37）
令和 4 年度	9 億円	（25 億円×0.37）

(A) 法人住民税＋（B）法人事業税＋（C）地方法人特別税・特別法人事業税＝地方税減収見込額

(注)（２）の税率はいずれも外形外法人のみ適用される場合の税率

別紙

年度ごとの減収見込額等

1　令和元年度（見込）

【法人税】

①　適用数

54,634 件（平成 30 年度実績）× 109.0%（伸び率 2）＝ 59,551 件

②　適用額

2,594 億円（平成 30 年度実績）× 109.0%（伸び率 2）＝ 2,827 億円

③　減収額

573 億円（平成 30 年度実績）× 109.0%（伸び率 2）＝ 625 億円

【地方税】

○法人住民税の減収額

625 億円（法人税減収額）×12.9%（法人住民税率）＝ 81 億円

○法人事業税の減収額

・特別償却による法人税減収額

387 億円（平成 30 年度実績）×109.0%（伸び率 2）＝ 422 億円

・法人事業税の減収額

422 億円（特別償却による法人税減収額）×6.7%（法人事業税率）＝ 28 億円

・地方法人特別税の減収額

28 億円（法人事業税の減収額）×43.2%（地方法人特別税率）＝ 12 億円

・合計

28 億円（法人事業税の減収額）＋12 億円（地方法人特別税の減収額）＝ 40 億円

2　令和２年度（見込）

【法人税】

①　適用数

59,551 件（令和元年度見込）× 85.1%（伸び率 3）＝ 50,678 件

②　適用額

2,827 億円（令和元年度見込）× 85.1%（伸び率 3）＝ 2,406 億円

③　減収額

625 億円（令和元年度見込）× 85.1%（伸び率 3）＝ 532 億円

【地方税】

○法人住民税の減収額

532 億円（法人税減収額）×7%（法人住民税率） = 37 億円

○法人事業税の減収額

・特別償却による法人税減収額

422 億円（令和元年度見込）×85.1%（伸び率 3） = 359 億円

・法人事業税の減収額

359 億円（特別償却による法人税減収額）×7%（法人事業税率） = 25 億円

・地方法人特別税の減収額

25 億円（法人事業税の減収額）×37%（特別法人事業税率） = 9 億円

・合計

25 億円（法人事業税の減収額） +9 億円（特別法人事業税の減収額） = 34 億円

3　令和３年度（見込）

【法人税】

① 適用数

50,678 件（令和２年度見込）× 100.2%（伸び率 3） = 50,779 件

② 適用額

2,406 億円（令和２年度見込）× 100.2%（伸び率 3） = 2,411 億円

③ 減収額

532 億円（令和２年度見込）× 100.2%（伸び率 3） = 533 億円

【地方税】

○法人住民税の減収額

533 億円（法人税減収額）×7%（法人住民税率） = 37 億円

○法人事業税の減収額

・特別償却による法人税減収額

359 億円（令和２年度見込）×100.2%（伸び率 3） = 360 億円

・法人事業税の減収額

360 億円（特別償却による法人税減収額）×7%（法人事業税率） = 25 億円

・地方法人特別税の減収額

25 億円（法人事業税の減収額）×37%（特別法人事業税率） = 9 億円

・合計

25 億円（法人事業税の減収額） +9 億円（特別法人事業税の減収額） = 34 億円

4　令和４年度（見込）

【法人税】

① 適用数

50,779 件（令和３年度見込）× 100.2%（伸び率 3） = 50,881 件

② **適用額**

2,411 億円（令和３年度見込）× 100.2%（伸び率 3） = 2,416 億円

③ **減収額**

533 億円（令和３年度見込）× 100.2%（伸び率 3） = 534 億円

【地方税】

○法人住民税の減収額

534 億円（法人税減収額）×7%（法人住民税率） = 37 億円

○法人事業税の減収額

・特別償却による法人税減収額

360 億円（令和３年度見込）×100.2%（伸び率 3） = 361 億円

・法人事業税の減収額

361 億円（特別償却による法人税減収額）×7%（法人事業税率） = 25 億円

・地方法人特別税の減収額

25 億円（法人事業税の減収額）×37%（特別法人事業税率） = 9 億円

・合計

25 億円（法人事業税の減収額）＋9 億円（特別法人事業税の減収額） = 34 億円

以上